

安全基準について

口で直接吹くしゃぼん玉は、幼児から年齢を問わず幅広い世代の方々から支持を得ています。だからこそ「安全性」については慎重でなくてはなりません。

安全基準の基本は1980年代に「全国シャボン玉安全協会」と「(社)日本玩具協会」の協議により決定しました。商品ごとに、検査を行い、基準を満たしている商品は、玩具安全マーク(ST: Safety Toy) マークを記載し流通させております。

また、食品衛生法では、乳幼児に使用されるおもちゃ(食品衛生法第62条第1項、食品衛生法施行規則第78条)について規格基準(食品、添加物等の規格基準 第4おもちゃ[昭和34年12月28日厚生省告示第370号])が定められております。

友田商会の「+する安全」

弊社では用途・商品に合わせ各検査基準(※ST・食品衛生法・CE-EN71)を採用しております。またST基準をはじめ各安全基準に適合しているということが、必ず安全と思うことなく、シャボン玉液の全原料・吹き具など口にする可能性のあるパーツに限らずほぼ全てを国内で企画・仕入を行い、生産の工程を本社のある福岡県で行っております。

シャボン玉液はSTの基準とする界面活性剤濃度3.0%以下をより低い濃度を保ちより低刺激で自然界に優しい分解性の高い原料を使用し開発・製造を行なっております。

100%の安全はありません、誤飲等、弊社で製造された全ての商品を使用し起こりうる事を想定し、フリーダイヤル「シャボン玉相談室」を設け表示を行っております。

直接お客様のご相談に「シャボン玉のプロ」が対応できる体制を準備しております。

企画開発と品質管理

常に商品を手に取り遊んでいただく方の「笑顔」を頭の中に描き商品開発をしております。

その生命線となるシャボン玉液はベースとなる「水の種類」にはじまり「原材料」とその相性、そして外的な「時間経過」「高温・低温」「外光など影響」など保存方法に起因する性能維持。各パーツを含む「誤飲時の安全性」を含め、シャボン玉のプロとして。

より「楽しかったな」「買って良かったな」と思っていただけのような製品を過去の知見から活かし、液・商品の開発、表現方法、シャボン玉の魅力を提案・供給してまいります。